特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

〇実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
のとされた司令第三条の規定による改正前の実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)(第三条関係)・・・・・・・・16○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するも
令(昭和三十五年政令第二十号)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)(第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)(第六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)(第七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)(第八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)(第九条関係)・・・・・・・・51
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成五年政令第三百三十二号)(第十条関係)・・・・・53
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成五年政令第三百三十三号)(第十一条関係)・・55
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)(第十二
条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)(第十三条関係)・・・・・57
○産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)(第十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
〇弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)(第十五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
〇中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第二百十二号)(第十六条関係)・・・・・・8
○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(第十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第百四十六号)(第二十条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

分) 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文 (傍線部分は改正部

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)(第一条関係)

一 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が 、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める審 、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める審 決とする。 第五章 主張の制限に係る審決	日次 日次 日次 日次 日次 日次 第一章 在外者の手続の特例(第一条・第二条)第二章 特許権の存続期間の延長登録(第三条―第十二条の二) 1	改正案
(新設)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	現行

効にされないようにするためのものである審決実以外の事実を根拠として当該特許が特許無効審判により無者の勝訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした

いようにするためのものである審決 実を根拠として当該特許が特許無効審判により無効にされな 当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした 当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした 一 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が

界六章 特許料の減免等(第十四条─第十六条)

(資力を考慮して定める要件)

のいずれかに該当すること。
一個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次

イ (略)

)。 所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。 所得の合計額が経済産業省令で定めるところにより算定した 第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。) と(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項 」 市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていないこ

ハ (略)

第五章 特許料の減免等 (第十四条—第十六条)

(資力に乏しい者)

1.。の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当するこの申請書を提出する日において、次のいずれかに該当するこ一 特許法第百九条第一号に掲げる者にあつては、次条第一項

(

(本) 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号にお 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号にお 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号にお

た所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定しるの事業に対する事業税が課されていないこと(非居住工)をの事業に対する事業税が課されていないこと(非居住工)を

(略)

1

の日以後十年を経過していないこと。)又はその設立るところにより算定した所得がないこと。)又はその設立七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めて、法人税が課されていないこと(所得税法第二条第一項第

(略)

(減免又は猶予の申請)

第十五条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免

(新設)

(新設)

一 特許法第百九条第二号に掲げる者にあつてはイ及びハの申請書を提出する日において、イからハまで(個人にあつの申請書を提出する日において、イからハまで(個人にあつの申請書を提出する日において、イからハまで(個人にあつを提出すべき期限が到来していないものにあつては、次条第一項を提出すべき期限が到来していないものにあつては、次条第一項では、次条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項のいずれにも該当すること。

7 (略)

「(次条第三項第二号に規定する居住者」という。)にあつては、事業税)が課されていないこと、所得税法第額が経済産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第額が経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計は経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計でが、事業税」が課されていないこと(非居住者にあつてて外国法人」という。)にあつてが、事業税」が課されていないこと、非居住者にあつて、外国法人」という。)にあつては、事業税」が課されていないこと。)。

ハ (略)

(減免又は猶予の申請)

第十五条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免

付して、特許庁長官に提出しなければならない。当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添を記載した申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項

一 (略)

(削る)

一 当該特許出願の番号又は当該特許番号

(削る)

三 (略)

を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事

一 (略)

二 当該特許出願の番号

者の別三年許法第百九条第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる

四 (略)

掲げる書面を添付しなければならない。 場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に2 特許法第百九条第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する

該当することを証明する書面 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に書面(非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民

(非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面) 係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に

| しなければならない。 | (個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面)を添付る場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面を場合には、次に掲げる書面をの他経済産業省令で定める書面

(削る)

表(資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照

、特許料の減免

面)の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書

た職務発明であることを証明する書面 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がし

れた契約、勤務規則その他の定めの写し「項の使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定めら四」申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一

(特許料の免除又は猶予)

ができる。 第三年までの各年分の特許料の納付を猶予すること第一年から第三年までの各年分の特許料の納付を猶予すること難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第二号に掲げる要件に該当する者を除く。) 又は同条2 特許庁長官は、第十四条第一号ハに掲げる要件に該当する者

条の十二の二条の十二の二条の十二の二条の十二の二	(略)	許法の規定	読替えは、	第七章	(削 る)
[条 日本語特許出願については第百八十四条の五項 ては第百八十四条の五字 続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定による手 おり納付すべき手数料 おり納付した後、外国語 を納付した後、外国語 を納付した後、外国語 を納付した後、外国語 がいては第四八十四条の四第一項 フは第四項及び第百八十四条の五		で特 読み替えられる字句	、次の表のとおりとする。 、次の表のとおりとする。 特許法第百八十四条の二十第六項の規定による技術的		
第百八十四条の二十		読み替える字句	第六項の規定による技術	特例(第十七条) 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る	
				3	第
の十二第一項 第百八十四 第一項条	(略)	許法の規定	読替えは、次の第十七条の特許法	第 六章 特 決	(猶予の期間) (猶予の期間は (
日本語特許出願については第百八十四条の五年の第一項の規定による手に、かつ、第百九十五条第二項の規定による手を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語を納付した後、外国語の関係を対している。		読み替えられる字句	(表のとおりとする。 (4)第百八十四条の二十第	例 (第 に よ	1 -
第百八十四条の二十第四項に規定する決		読み替える字句	表のとおりとする。 第百八十四条の二十第六項の規定による技術的	十七条) り特許出願とみなされる国際出願に係る	特許料を納付すべき期間の経過の日から三年頃の規定により特許料の納付を猶予すること

	の 十 七 七 十 四 条	の十四条	
ただし書の外国語特許国内書面提出期間(第	日本語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項又は第百八十四条の五第一項又は第百八十四条の五第一項の規定によの五第一項の規定により納付すべき手定により納付した後	る日後国内処理基準時の属す	十四条の五第一項の規定による手続をし、かでき手数料を納付したべき手数料を納付したべき手数料を納付したがある。

			<i>**</i>	o th	
			の十七の十七四	第百八十四	
ただし書の外国語特許国内書面提出期間(第	た後 二項の規定により 二項の規定により かつ、第百九十五 がつ、第百九十五	写し十四条り丘第一頁 四条の四第一項及び第 願にあつては第百八十	は第百八十四条本語特許出願に	四条 国内処理基準時の属す	第一項の規定による手 に 大五条第二項の規定に より納付すべき手数料 を納付した後であつて を納付した後であつて した後

第百八十四条 の十五第四項 (削る) 略 と 開」とあるのは「につ 過後 項若しくは 項若しくは 第百八十四条の四第六 る国際公開」と 作成された特許協力条 文提出特例期間 出願にあつては、 第百八十四条の四第 約第二十一条に規定す 十九日にワシントンで いて千九百七十年六月 「について出願公 翻訳 \mathcal{O} 経 第百八十四条の二十 لح 第百八十四条の二十 定の時若しくは 第四項に規定する決 際出願日となつたも 第四項に規定する国 のと認められる日若 第百八十四条 の十五第四項 第七章 略 証明等の制限等 いて千九百七十年六月開」とあるのは「につ 項若しくは 項若しくは 第百八十四条の四第四 る国際公開」と 約第二十一条に規定す 作成された特許協力条 文提出特例期間 出願にあつては、 第百八十四条の四第 十九日にワシントンで 「について出願公 の経 翻訳 لح 第四項に規定する国 第百八十四条の二十 第四項に規定する決 第百八十四条の二十 しくは 際出願日となつたも 定の時若しくは のと認められる日若

ある情報) (開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれが

施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとしに係る情報であつて、開示することにより、特許権者、専用実第十八条 特許法第百八十六条第三項本文に規定する通常実施権

称及び住所又は居所一 通常実施権者及び通常実施権を有していた者の氏名又は名て政令で定めるものは、次のとおりとする。

| | 通常実施権の範囲(通常実施権を有していた者に係るもの| | 利力で作用で作用で

を含む。)

を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権三 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾

されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権四、特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾

ものを含む。)
二(仮通常実施権の範囲(仮通常実施権を有していた者に係るは名称及び住所又は居所

場合) 利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した(証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について

施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分につ第十九条 特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する通常実

る。いて請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとす

項各号に掲げる情報について請求した場合 についての専用実施権についての通常実施権に係る前条第一 した者が、当該特許権についての通常実施権又は当該特許権 した者が、当該特許権を目的とする質権その他の担保権を取得

三 通常実施権者、通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合担保権を取得した者が、当該専用実施権についての通常実施し押さえた債権者又は専用実施権を目的とする質権その他の二 専用実施権者、専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差

号に掲げる情報について請求した場合担保権を取得した者が、当該通常実施権に係る前条第一項各し押さえた債権者又は通常実施権を目的とする質権その他のし押さえた債権者、通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差権に係る前条第一項各号に掲ける情報について請求した場合権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

場合
する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した
四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有

について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について2 特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する仮通常実施権

請求した場合として政令で定める場合は、 求した場合 仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請 当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について 利に基づ さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許を受ける権 利を目的とする担保権を取得した者が、 仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての 特許を受ける権利を有する者、 いて取得すべき特許権についての仮通常実施権又は 特許を受ける権利を差し押 当該特許を受ける権 のとおりとする。

を取得した者が、当該仮通常実施権に係る前条第二項各号に げる情報について請求した場合 用実施権についての仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲 を取得した者が、 に差し押さえた債権者又は仮専用実施権を目的とする担保権 .差し押さえた債権者又は仮通常実施権を目的とする担保権 仮通常実施権者、 当該仮専用実施権に基づいて取得す 仮通常実施権を差し押さえ、 若しくは仮 、べき専

仮専用実施権者、

仮専用実施権を差し押さえ、

若しくは仮

掲げる情報について請求した場合

兀 する者が 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有 それぞれ前三号に規定する情報について請求した

○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)(第二条関係)

定する国際公開」と力条約第二十一条に規
ンで作成された特許協 六月十九日にワシント
のは「千九百七十年、「出願公開」とあ
定は 足び第九条第二項の規
読み替えられる字句
上での表のとおりとする。 「次の表のとおりとする。 「条「法第四十八条の十六第六項の規定による技術的読替えはい) 「のはにより実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特
現

続をし、かつ、第百九第一項の規定による手ては第百八十四条の五日本語特許出願につい
条の十三 準時を経過した後
八 第四十八条の四第一項 に規定する国内書面提 に規定する国内処理の に規定する国内処理の では、その国内処理の
第四十八条の四第一項
若しくは

第四条 4 2 • おいて、 十四四 八十四条の 特許法第百 同条各号中 (特許法施行令の準用 許法施行令第十三 実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。 (略) 略 同条中 る日後 玉 準時を経過した後 項の規定により納付す 後であつて国内処理 べき手数料を納付した 定による手続をし、 特許出願については第 を納付した後、 又は第四項及び第百八 百八十四条の四第一項 より納付すべき手数料 十五条第二項 十四条の五第一項の規 審決」とあるのは 内処理基準 「定める審決」 第百九十五条第二 一条の四 時 の規定に 外国語 0) 」とあるのは 属 (主張の す 基 カン 「実用新案法第十四条の 制限に係る審決) 「定める訂正」と、 この場合に 0 第 規定 2. 第四条 4 常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部 びに第十九条第一項 とにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報 十四四 特許法第百 八十四条の 特許法施行令第十 3 、特許法施行令の準用 略 略 る日後 玉 した後 続をし、 及び第百八十四条の五百八十四条の四第一項 特許出願については第 より納付すべき手数料 国内処理基準時を経過 を納付した後であつて より納付すべき手数料 第一項の規定による手 を納付した後、 十五条第二 十五条第二項の規定に 内処理基準 -八条第 (証明等の制限の例外となる場合として通 かつ、 |項の規定に 時 第百九 項第 外国語 0 属 す 号及び第 号 開 示するこ 並

された同令第三条の規定による改正前の実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一 (第三条関係) 項の規定によりなおその効力を有するものと

規定による請求権を行使する場合に準用する。制限に係る審決)の規定は、実用新案法第十三条の三第一項の	一条の規定による改正後の特許法施行令第十三条の四(主張の及び経過措置に関する政令(平成二十三年政令第 号)第	5 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備	1~4 (略)	改 正 案
		(新設)	1~4 (略)	
				現
				行

○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)(第四条関係)

			第	
四	三、一		料一	
特許法第百八十六条第一項の規	(略)	納付しなければならない者	料の額は、次の表のとおりとする。一条(特許法第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数(特許法関係手数料)	改正
一件につき千四百円(一件につき千四百円(様等の特例に関する法 律(平成二年法律第三 十号)第三条第一項の 規定により電子情報処 理組織を使用して証明 を請求する者(以下「 電子証明請求者」とい う。)にあつては、千 百円)	(略)	金額	規定により納付すべき手数	案
Ш	三、一		第一条 (特)	
特許法第百八十六条第一項の規	略)	納付しなければならない者	料の額は、次の表のとおりとする。一条(特許法第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数(特許法関係手数料)	現
一件につき千四百円(特許法第百八十六条第 三項ただし書に規定する場合に該当する場合に該当する場合 にあつては千五百五十 円、工業所有権に関する法律(平成二年法律 等三十号)第三条第一 類の規定により電子情 な手続等の特例に関する手続等の特例に関する手続等の特例に関する。	(略)	金	規定により納付す	行

請求する者定により書類の閲覧又は謄写を特許法第百八十六条第一項の規
又は抄本の交付を請求する者特許原簿以外の書類の謄本
交付を請求する者
交付を請求する者定により書類の謄本又は抄本の特許法第百八十六条第一項の規

七 特許法第百八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書からに記した書がある者	イ 特許原簿の閲覧又は謄写を 請求する者 又は謄写を請求する者
一件につき千百円(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律等の特例に関する法律を使用して書類の交付を開して書類の交付を請求する者(以下「電子書類交付請求者」という。)にあつてはという。)にあつては、、八百円)	一件につき千五百円
七 特許法第百八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	イ 特許原簿の閲覧又は謄写を 請求する者
一件につき千百円 (特別を使用して書類の規定は 等の特例に関する場合に 業所有権に関する場合に 等の特例に関する場合に を使用して書類の規定に を使用して書類の交付 を使用して書類の交付 を請求する者(以下「 を請求する者(以下「	一件につき三百円(特 場合に該当する場合に 場合に該当する場合に あつては、六百円) 一件につき千五百円(特許法第百八十六条第三 一件につき千五百円(特許法第百八十六条第三 にあつては、千七百五 にあつては、千七百五

第	3		Г		T	2
の一(4	一匹	莹	<u> </u>		のけ例
のとおりとする。 一条の二 特許法第百九十五条の二の政令で定める要件は、(資力を考慮して定める要件)	(略)	(略)	明細書、特許請求をする者	<u>∽</u> 士 (略)	納付しなければならない者	の表のとおりとする。 の表のとおりとする。 の規定により納付すべき手数料の額は、次例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受特許法第百九十五条第二項(工業所有権に関する手続等の特別が
一 の 政					金	一
令で定			一五百四時		<u> 12.</u>	べ よ 権 き り に 手 手 関
める要件は、			五千五百円を加えた額百円に一請求項につき		額	6り納付すべき手数料の額は、一の規定により手数料の軽減を(工業所有権に関する手続等の
	ļ					`をの <u></u> 次 受 特
第	3	_			I	2
のとおりとする。(資力に乏しい者	· 4 (略)	齿 (略)	三 明細書、特許請求 面の訂正の請求をする が取り下げられた が取り下げられた	一~== (略)	納付した	の表のとおりとする。例に関する法律第三人例に関する法律第三人物に関する法律第三人物に関する法律第三人物に関する法律第三人物に関する法律のとおりとする。
許法第百九十五条のい者)			明細書、特許請求の範囲又は図 が取り下げられたものとみなさ が取り下げられたものとみなさ が取り下げられたものとみなさ が取り下げられたものとみなされる場合を除く。)		なければならない者	の規定による 一九条の三 一九条の三
<u></u>					18	州規業 ――
V)			五百一千円件		金	
政令で宝			五 に に 百 一 つ			きりにしり
る。 許法第百九十五条の二の政令で定める要件は、い者)			五千五百円を加えた額百円に一請求項につき		額	る。 の規定により納付すべき手数料の額は、次三十九条の三の規定により手数料の軽減を受五条第二項(工業所有権に関する手続等の特五条第二項(工業所有権に関する手続等の特別を表す。 八百円)

0 いずれかに該当すること。 個人にあつては、 次条の申請書を提出する日において、 次

と(所得税法 第五号に規定する非居住者(以下 にあつては、 所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。 市町村民税 経済産業省令で定めるところにより算定した (特別区民税を含む。) が課されていないこ (昭和四十年法律第三十三号) 第二条第一項 「非居住者」という。)

略

者にあつては た所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと その事業に対する事業税が課されていないこと(非居住 経済産業省令で定めるところにより算定し

のいずれにも該当すること。 ホ 法人にあつては、 その 事業を開始した日以後十年を経過していないこと。 次条の申請書を提出する日において、次

> 条第一項の申請書を提出する日において、 特許法第百九十五条の二第一 号に掲げる者にあつては、 次のいずれかに該

1

当すること。

省令で定める額に満たないこと。)。 令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業 者(以下「非居住者」という。)にあつては、 年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住 いて同じ。)が課されていないこと(所得税法 市町村民税(特別区民税を含む) 次条第二項第二 経済産業省 (昭和四十 一号にお

(略)

(新設)

(新設)

二 特許法第百九十五条の二 三 十 条第一項の申請書を提出する日において、 イ及びハ) いう。)を提出すべき期限が到来してい 定申告書 人にあつてはロ (法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を 一号に規定する確定申告書をいう。 (法人税法 のいずれにも該当すること。 法人でその設立の日の属する事業年度の確 (昭和四十年法律第三十四号) |第二号に掲げる者にあつては、 ないものにあつては イからハまで 又は連結確定申告 第

(略)

口 1

法人税が課されていないこと

(所得税法第二条第一

項第

法人税 (所得税法第二条第 項第三号に規定する居住者

の日以後十年を経過していないこと。

るところにより算定した所得がないこと。)

又はその設立
七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定め

/ (略)

(減免の申請

を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。
に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるもの。
に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるもの。
求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる要件第一条の三、特許法第百九十五条の二の規定による出願審査の請

-- (略)

三 (略)

(削る)

(削る)

(減免の申請)

(略)

るところにより算定した所得がないこと。)。

て「外国法人」という。

)にあつては経済産業省令で定め

二条第一項第七号に規定する外国法人(次条第三

額が経済産業省令で定める額に満たないこと、

三項におい所得税法第

は経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計ては、事業税)が課されていないこと(非居住者にあつて

(次条第三項第二号において「居住者」

という。

にあっ

事項を記載した甲請書を特許庁長官に提出しなければならない求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる第一条の三 特許法第百九十五条の二の規定による出願審査の請

一•二 (略)

に掲げる者の別三 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者又は同条第二号

四 (略)

該各号に掲げる書面を添付しなければならない。 提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当2 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者が前項の申請書を

該当することを証明する書面 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに

税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民

(削る)

出 審査の請求の手数料の減免)

第一 要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが 困難であると認めるときは、 条の四 特許庁長官は、 第一条の二第一号イ又は口に掲げる 第一条第二項の表第六号の規定に

> 面 (非居住者に あつて は、 経済産業省令で定める書面)

- 係る納税証明書その他同号ハ 、非居住者にあつては、 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 経済産業省令で定める書面) に該当することを証明する書面 所得税に
- 3 を提出する場合には、 いる書面 を添付しなければならない。 特許法第百九十五条の (個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面 次に掲げる書面その他経済産業省令で定 第一 一号に掲げる者が第 項の)申請書
- の貸借対照表、 定款、 (資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末 法人の登記事項証明書又は前: 外国法人にあつては経済産業省令で定める書 事業年度 末の 貸借対照

画

- 税額を証する書面 税額を証する書面 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した (居住者にあ 非居住者又は外国法人にあつては経済産 つては事業税とし 納付した
- 業省令で定める書 た職務発明であることを証明する書面 申請に係る発明が特許法第三十五条第 画 項の従業者等が
- 匹 項の使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定めら れた契約 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三 勤務規則その 他の定めの写し 十五条第

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 困難であると認めるときは、 要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが 特許庁長官は、 第一条の二第一号イ又はロ 第一条第二項の表第六号の規定に

より計算される出願審査の請求の手数料を免除するものとする

2 求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとす 第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請 の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、 除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査 要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を 特許庁長官は、 第一条の二第一号ハ、ニ若しくはホに掲げる 2

(実用新案法関係手数料

数料の額は、 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手 次の表のとおりとする。

			,
四	三(
請求する者 大条第一項の規定により証明を てはておいて準用する特許法第百八十 電子記 実用新案法第五十五条第一項に 一件に		(略)	納付しなければならない者
ては、千百円)電子証明請求者にあつては、千百円)		(略)	金額

る より計算される出願審査の請求の手数料を免除することができ

額の二分の一に相当する額を軽減することができる。 を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の 条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料 者(同号イ又は口に掲げる要件に該当する者を除く。)又は同 表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金 特許庁長官は、 第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する

(実用新案法関係手数料

第二条 数料の額は、 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手 次の表のとおりとする。

四	三、一	
請求する者 六条第一項の規定により証明をおいて準用する特許法第百八十実用新案法第五十五条第一項に	(略)	納付しなければならない者
一件につき千四百円(実用新案法第五十五条 第一項において読み替 えて準用する特許法第 方八十六条第三項ただ	(略)	金額

	イ 実用新案原簿の謄本又は抄 一件につき三百五十円	五 実用新案法第五十五条第一項に まり書類の 大条第一項の規定により書類の 大条第一項の規定により書類の おいて準用する特許法第百八十	
1円 ロ 実用新案原簿以外の書類の	十円 本の交付を請求する者 本の交付を請求する者	五 実用新案法第五十五条第一項に まり書類の 大条第一項の規定により書類の 大条第一項の規定により書類の おいて準用する特許法第百八十	
の 一件につき千四百円 (第一項において読み替 第一項において読み替 えて準用する特許法第 を表す。	沙 一件につき三百五十円 (実用新案法第五十五 精えて準用する特許法 第百八十六条第三項た だし書に規定する場合 に該当する場合にあつ	るの十に	新当する場合にあつては 証明請求者にあつては 証明請求者にあつては

		1	
		六	
四 実用新案原簿以外の書類の	子を請求する者写を請求する者	閲覧又は謄写を請求する者六条第一項の規定により書類のおいて準用する特許法第百八十年別新案法第五十五条第一項に	
一件につき千五百円	一件につき三百円		
		六	
ロ 実用新案原簿以外の書類の		閲覧又は謄写を請求する者 六条第一項の規定により書類の おいて準用する特許法第百八十 実用新案法第五十五条第一項に	

			hoha		
三	- · -		第五年	2	七
例に関する法律第十二条第一項一工業所有権に関する手続等の特	一 (略)	納付しなければならない者	る。 「工業所有権に関する手続等の特例業所有権に関する手続等の	3 (略)	は 主 実用新案法第五十五条第一項に 実原簿のうち磁気テープをもつ 実原簿のうち磁気テープをもつ る事項を記載した書類の交付を る事項を記載した書類の交付を る事項を記載した書類の交付を
子閲覧請求者にあつて一件につき八百円(電	(略)	金額	料の額は、次の表のとおり特例に関する法律関係手数料)		子書類交付請求者にあつては、八百円)
			—————————————————————————————————————	2	
例に関する法律第十二条第一項三工業所有権に関する手続等の特	二 · 一 略)	納付しなければならない者	とする。 第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおり第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおり、五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)	3 (略)	七 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十
業所有権に関する手続一件につき八百円(工	(略)	金	料の額は、次の表のとおり特例に関する法律関係手数料)に関する法律関係手数料)		一件につき千百円(実 用新案法第五十五条第 一項において読み替え 八十六条第三項ただし 当する場合にあつては 当する場合にあつては 行請求者にあつては 可円)

四	
が 別定により書類の交付を請求の規定により書類の交付を請求 で	者の規定により同項第二号に掲げの規定により同項第二号に掲げ
電子書類交付請求者にあつては、千円)	は、六百円)
例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求はある者	る事項について閲覧を請求する なば ない の規定により同項第二号に掲げ ない おい おい おい かい
一件につき千三百円(工業所有権に関する法 続等の特例に関する法 律第十二条第三項にお いて準用する特許法第 可八十六条第三項にお 十五条第一項において 書(実用新案法第五 合を含む。)に規定する場合に該当する場合に にあつては千五百五十 にあつては千五百五十	第十二条第三項おいて第十二条第三項ただし書件の特例に関する場合に該当する場合にあっては千百円、電子閲のては千百円、電子閲のでは千百円、電子閲可円)

2	
3	
3	
略	
0	
2	
2 • 3	
•	
3	
•	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	者にな
3	
3	者にあつて
3	者にあつては
3	
3	
3	
3	者にあつては千円)

〇特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号) (第五条関係)

停止条件付きであるときその他将来において確定すべきもの保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは二 特許権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的と一 (略) (仮登録)	目次 第一章 総則(第一条—第八条の二) 第二章 特許原簿及び閉鎖特許原簿(第九条—第十四条) 第二章 登録の手続 第二節 専用実施権に関する手続(第四十三条) 第二節 「質権に関する手続(第四十三条) 第五節 「技消に関する手続(第四十六条—第四十五条の五) 第五節 「技消に関する手続(第四十六条—第四十五条の五) 第二節 「質権に関する手続(第四十六条—第四十五条) 第二節 「質権に関する手続(第四十六条—第四十五条) 第二節 「対象」 第二節 「対象」 第二十二条。 第二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	改正案
付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期 「一(略)」 特許権、専用実施権若しくは通常実施権若しくはこれらの一 (略) (仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。	目次 第一章 総則(第一条—第八条の二) 第二章 特許原簿及び閉鎖特許原簿(第九条—第十四条) 第二節 特許権に関する手続(第四十二条) 第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手続(第四十四条・第四十五条の二—第四十五条の四) 第四節 質権に関する手続(第四十六条—第四十九条) 第五節 抹消に関する手続(第四十六条—第四十九条) 第五節 抹消に関する手続(第五十条—第五十五条の五) 第六節 信託に関する手続(第五十六条—第七十条)	現行

であるとき。

求権を保全しようとするとき、 きものであるとき。 しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべ求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若 仮専用実施権の設定、 移転、 変更若しくは消滅に関して請

(予告登録)

第三条 予告登録は、 次に掲げる場合にするものとする。

(略)

起されたとき。 特許法第七十四条第 項の規定による請求に係る訴えが提

(削る)

三| • 四| 略

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

する者の表示の変更又は更正 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有

る権利を有する者の表示の更正を除く。 示の更正及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受け 第四十一条第一項に規定する登録の更正 (登録名義人の表

匹• 五. 略

定すべきものであるとき。

将来において確定すべきものであるとき。 の請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、 仮専用実施権若しくは仮通常実施権の設定、移転、 又はそ 変更若

(予告登録)

第三条 予告登録は、 次に掲げる場合にするものとする。

略)

裁定又はその取消しの請求があつたとき。

特許法第百八十三条第 裁定又はその取消しについて異議申立てがされ又は訴え

項の訴えを除く。

が提起されたと

四 · 五 (略

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出

る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正 示の更正及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係 第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表

四 · 五 略

を除く。)

しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第

(略)

及び第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。)る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正二登録の更正(登録名義人の表示の更正、仮専用実施権に係

(閉鎖特許原簿)

第十二条

略

2

専用実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならな 省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮 維をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業 絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業 の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下 の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下申請について拒申請について持許権2

(職権による登録)

ればならない。 第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなけ

第十六条

次に掲げる事項の

登録は、

特許庁長官が職権でしなけ

(職権による登録

(削る) (略)

しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第

(略)

る登録の更正を除く。) 権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項に規定す登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける登録の更正(登録名義人の表示の更正、仮専用実施権又は

(閉鎖特許原簿)

第十二条 (略)

する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。 仮実施権原簿における当該仮専用実施権 が確定したときは、 又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決 特許出願が放棄され、 係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、 特許庁長官は、 仮専用実施権又は 経済産業省令で定めるところにより、 取り下げられ、 登録され 若しくは却下されたとき 又は た仮 仮 (通常実 通 常実 施権 施権 特許 その

|四||登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第||一〜三||(略)||

第十七条 削除

几 混同による専用実施権、 仮専用実施権又は質権の消滅

五. よる専用実施権の消滅 十二年法律第五十四号) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第百条第三項の規定による取消しに (昭 和二

(削る)

六 (略)

(削る)

がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利につ て、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出

八 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の 滅

+

九 · 十 略

(登録に関する命令)

第十七条 り通常実施権を設定すべき旨の裁定をし若しくはその 経済産業大臣は、 特許法第九十三条第二項の規定によ 裁定を取

常実施権の設定 一項又は 第三項の 規定により許諾されたものとみなされた通

五. 常実施権又は質権の消滅 混同による専用実施権、 通常実施権 仮専用実施権 仮 诵

六 よる専用実施権又は通常実施権の消滅 十二年法律第五十四号)第百条第三項の規定による取消しに 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 昭 和二

七 しによる通常実施権の消滅 は第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消 特許法第八十三条第二項若しくは第九十二 条第三 一項若しく

(略)

九八 五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三

+又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許 に係る特許を受ける権利について、 通常実施権の設定

を受ける権利を有する者の変更 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施: 特許法第三十四条第四項

十二:十三 による仮通常実施権の消滅 (略)

の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定

(予告登録の嘱託)

第二十六条 削除

き旨を命じなければならない。

(予告登録の嘱託

したときは、

特許庁長官に対し、

登録に関し相当の措置を採る

消したとき、

又は

裁定若しくはその

取消

7

異議申立

てがあつた場合において異議申立てが理由があるとする決定を

とする。の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものの形本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託書に訴状訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第三号に掲げる

(予告登録の命令)

(職権による予告登録)

第二十七条

特許庁長官は、

、職権による予告登録

求があつたときは、

職権で予告登録をしなければならない。

第三条第三号又は第四号に掲げる請

きは、職権で予告登録をしなければならない。 第一項(同法第九十二条第三項若しくは第五号に掲げる請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとう。 第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。第二項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。

(申請書)

名し、印を押さなければならない。
二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記

該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示) 特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当

一~六 (略)

(却下)

下しなければならない。第三十八条「特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却

一•二 (略)

合しないとき。 願の表示)又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出一 申請書に記載した特許番号(登録の目的が仮専用実施権に

[·五 (略)

くは居所が当該ファイルの記録と符合しないとき。 等三十五条第二号に規定する者の氏名若しくは名称又は住所若し との氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法の 出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第 出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第 出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第 といる場合にあつ 第三十五条第二号に規定する場合を除き、仮専用実施権の

(申請書)

名し、印を押さなければならない。第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記

申請に係る特許出願の表示)関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に

一~六 (略)

(却下)

下しなければならない。第三十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却

一・二 (略)

的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。 常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)又は登録の目は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通三 申請書に記載した特許番号(登録の目的が仮専用実施権又

四・五 (略)

者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が当該ファ の設定の登録 ている場合にあつては、 は居所が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録され 許出願に係る特許出願人の氏名若しくは名称又は住所若しく 実施権原簿がない場合において、 は 仮 第三十五条第二号に規定する場合を除き、 通常実施権の登録の申請に係る特許出願について特許仮 の申請書に記載した特許を受ける権利を有する 当該仮専用実施権又は 特例法の規定により当該特 仮専用実 仮通 常実施権 (施権

2 (略) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

第二節 専用実施権に関する手続

第四十三条

(略)

(削る)

七~九(略)

2 (略)

第二節

特許権に関する手続

合において、その特許権に特許法第九十二条第三項又は第四項第四十三条(特許権について次に掲げる事項の登録を申請する場

移転又は信託による特許権についての変更

同一の事項の登録を申請しなければならない。

同時にその通常実施権

についても、

の裁定による通常実施権があるときは、

登録名義人の表示の変更又は更正

第三節

専用実施権及び通常実施権に関する手続

第四十四条 (略)

(専用実施権の設定等の

登録の申請)

(通常実施権の設定等の登録の申請)

に設定すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。 第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書

ない。 に保存又は移転すべき通常実施権の範囲を記載しなければなら 通常実施権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書

施権を移転する場合に準用する。 前条第三項の規定は、特許発明の実施の事業とともに通常実

第五十四条(第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若し(予告登録の抹消)	第五十四条(第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若し(予告登録の抹消)
することができる。	る権利を有する者だけで申請することができる。 利を有する者の表示の変更又は更正の登録は、当該特許を受け第四十五条 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権申請)
もに仮通常実施権を移転	(特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録の
3 前条第三頁の見定は、寺午出頭こ系る発用の実施の事業とはすべき仮通常実施権の範囲を記載しなければならない。2 仮通常実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転	
こ見宜する川殳の宜めがある場合こおへては、その宣二 特許法第三十四条の三第五項ただし書又は第六項ただし書一 設定すべき仮通常実施権の範囲	
申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。第四十五条の三 仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、	(削る)
(反角的 医歯盆の 受官等の 登录の 申請)第四十五条の二 (略) (仮専用実施権の設定等の登録の申請)	第四十四条(略)(仮専用実施権の設定等の登録の申請)
続第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手	第三節 仮専用実施権に関する手続

3 2 下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的た者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取 判の謄本若しくは抄本又は訴えの くは 和解を証明する書面を添付して、 しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、 (削る) 特許庁長官は、 取下げがあ するものとする。 ついて和解があつたときは、 許庁長官は、 第 請求書を却下した決定が確定したとき、 号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起 たときは 第三 前 一項に規定するもの 一条第三号又は第四号に掲げる請 職権で予告登録の抹消をしなけれ 職権で、遅滞なく、嘱託書に裁 取下げ、 予告登録の抹消を特許庁に嘱 0 請求の放棄若しくは ほ 請求を却下し か、 登 録 又は請求 求に 0) 原因 いい 若 ば \mathcal{O} 4 3 2 定が確立 第四 ときは、 。 げがあつたときは、 定をしたとき 同 下したとき、 託するものとする。 和解を証明する書面を添付して、 下げがあつたとき、 くは 若しくは決定をしたとき、 ·法第九十二条第七 特許庁長官は、 経済産業大臣は、 た審決が確定したとき、 様とする。 号又は第五 許庁 第三 定したとき 職 長 権 で予告登録の は 号に掲げる請求に 特 前 頃に 特許法第九十三 請求を却下 三項に規定するも 第八 + 又は請

判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくはについて和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁 た者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、 |号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起 請求の放棄があつたとき、又は請求の目: 予告登録の抹消を特許庁に 訴えの 的 取

若しくはその取消しについての異議申立てについて、 条第三項において準用する同法第九十条第一 請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分 予告登録の抹消を命令し 又は請求若しくは異議申立ての取下 一条第一 項 なけ 項の請求又は裁定 \mathcal{O} 請 ればならな 若しくは これを却

の取消しについての異議申立てについて、 は第九十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはそ 請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決 又は請求若しくは異議申立ての おいて準用する場合を含む。 抹消をしなけ 条第 求の取 若し 1 て ħ 項 これを却下したとき 下げ ば は請求を理由 請 なら 求 水書を却 取下げ があったときも 九 ない が 第 若しく -した決 第三条 あ がな 項

0

 \mathcal{O}

ほ

か

登

録

0

原

因

告登録の原因となつた事実が消滅したときは、 無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予 抹消しなければならない。 職権で予告登録

を抹消しなければならない。

告登録の原因となつた事実が消滅したときは、

職権で予告登録

本登

無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予

第五十五条の四 ことができる。 債権者だけで専用実施権又はこれを目的とする質権についての 録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分の 登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請する 専用実施権について保全仮登録をした後、 本登

2 で仮専用実施権についての登録であつてその仮処分の登録に後 る場合においては、 れるものの 仮専用実施権について保全仮登録をした後、 抹消を申請することができる。 その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけ 本登録を申請す

3 (略)

(削る)

第五十五条の四 後れるものの抹消を申請することができる。 を目的とする質権についての登録であつてその仮処分の登録に 債権者だけで専用実施権若しくは通常実施権又はこれらの権利 録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分の 専用実施権について保全仮登録をした後、

2

仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。 で仮専用実施権又は仮通常実施権についての登録であつてその る場合においては、 仮専用実施権について保全仮登録をした後、 その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけ 本登録を申請す

3

第七十条 の抹消又は第六十八条第一 (裁定による通 第四十三条の規定は、 常実 施権がある場合の 項に規定する特許信託原簿の登録を 特許権の信託の登録若しくはそ 登 申

請する場合に準用する。

一〜三 (略)	(特許登録令の準用) (特語登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。 許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「及び実用新案登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許と、 「と、 「及び実用新案登録令第七条において準用する特と、 「と、 「と、 「と、 「なび実用新案登録令第七条において準用する特と、 「と、 「なびに、実用新案とよのとする。 「など、 「なびに、実用新案とは、、まによいて準用する特と、 「など、 「なびに、まによいて、第一項 に、まによいて、第一項 に、まによいて、まによい、まによいて、まによい、まによいて、まによい、まによい、まによい、まによい、まによい、まによい、まによいて、まによい、まによい、まによい、まによい、まによい、まによい、まによい、まに	改正案
〜三 (略) ならない。 ならない。 (職権による登録)	録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。 (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) と、「及び第五十五年政令第四十一条第一項」と、同条第一項」とあるのは「実用新案登録無効審判」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」とあるのは「実用新案と議会の第一項」とあるのは「実用新案と議会の第一項」とあるのは「実用新案と議会の第二十九号)第二条(第二条(第二条、第四十一条第一項」と、同令第五条第二号中「、仮専用実産権」と、同令第三十九号)第二条(第二条、第四条、第二号を除く。)及び第五条、第二号を除く。)及び第五条、第二号を除く。)及び第五条、第二号を除く。)及び第五条、第二条、第二号を除く。)及び第五条、第二号を除く。)及び第五条、第二号を除く。)及び第五条、第二号を除く。)及び第二号を除く。)及び第二号を除く。)及び第二号を除く。)及び第二号を除く。)及び第二号を除く。)及び第二号を除く。)及び第二号を除く。)のは、第二号を除く。)及び第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除く。)のは、第二号を除り、第二号を除く。)のは、第二号を除るのは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下	現

兀 混同 よる専用実 施 権又は質権の

(削る)

Ŧī. · 六 略

許登録 が令の準

する場合を含む。)」とあるのは「実用新案法第二十六条にお特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用 第六十九条まで 七条第一項」とあるのは る場合を含む。 三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用す あるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中 録の手続に準用する。この場合において、 第五十五条の四 条から第四十三条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、 二十三条から第二十五条まで、 号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは一項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条第 .て準用する特許法第七十三条第二項 令第三十八条第 当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」と 第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九 特許法第十五条」とあるのは 特許登録令第十五条、) 」 と、 (登録の手続) (第二項を除く。) 並びに第五十五条の五から 項第三号中 同令第三十七条第二項中「特許法第百 実用新案法第三十一条第一項」と、 第十八条から第二十一条まで、 の規定は、 第二十七条から第三十七条まで 「特許番号 「実用新案法第二条の五第 (実用新案法第十八条第 同令第二十三条第二 実用新案に関する登 (登録の目的が仮専 第

> 混同による専 甪 実施 権、 通常実 施 又は質 \mathcal{O} 消 滅

五四 取消しによる通 しくは第四項 実用新案法第二 の裁定による通常実施権 一条第一 |項若しくは第 設定又はそ 一条第二 裁定 項若

六 ・ 七

特許登録令の準

甪

第七条 定は、 三条第二項 特許法第九 において準用する特許法第十五条」と、 いて、 条から第五十五条の三まで、 許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第 しくは第二十二条第七項 く。)及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、 一十三条から第三十七条まで、 「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項 垣 並びに第五十五条の五から第七十条まで(登録の手続) 用する場合を含む。 とあるの 項」と、 実用新案法第二十三条第二 一条第三項若しくは第四項若しくは同法第一 とあるのは 実用新案に関する登録の手続に準用する。 同令第十七条中 特許登録令第十五条、 十条第 は 第九十 同条第三項において準用する同法第九十条第 「実用新案法第二 「実用新案法第二十一 条第 項 「特許法第九十三条第二項」とあるのは 気におい 若しくは第九十二 項 一項」と、 同令第一 第五十五条の四 第十七条から第二十一条まで、 (同法第九十二 |十三条第| 第三十八条第一項 て準用する特許法第九 同令第二十三条第二 条第一 -七条中 同令第二十六条中 一条第二 一項に 一条第七 7 (第二項を除く。 におい 一項若しくは第 この場合にお 一項若しくは第 特許法第八 (第六号を除 条第三項若 項 て準用する 第四十六 において 項中 0)

実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。 十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「今第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六「実用新案法第二十五条」とあるのは「実用新案登録番号」と、同用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係

法第九 いて準 るのは るのは 権又は 許法第九十五条」とあるのは 条第三項又は 用実施権又は仮通常実施権に関するときは、 同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が 七条第一項」とあるのは る場合を含む。)」と、 三項において準用する特許法第七十七条第五項におい する場合を含む。)」とあるのは 特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準 あるのは 専用実施 第九十二条第三項若しくは第四 又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許 いて準用する特許法第七十三条第二項(実用新案法第十八条第 条第 十三条第三 十二条第三項又は第四 同令第五十四条第二項中 条第一 法第 甪 仮通常実施権の 十二条第七 「実用新案登録番号」と、 「実用新案法第二 項 同令第二十 する同法第九十条第 「実用新案登録番号」と、 権 中 文は 一項若しくは第二 十 一項にお 第四 特許 仮通 一条第三項若しくは第二十二]項」と、 頃に 法第八 V 常実施権に関するときは、 おい 条第 登録の申請に係る特許出願 7 十三条第二 項 準用する特許法第九 同令第三十七条第二項中「特許法第百 「実用新案法第三十一条第一 同令第四十六条第一 十三 一十二条第三 号 中 準 とあるの 「実用新案法第二十五条第 条第 項 項 -用する場合を含む。 特許法第九十三条第二 同令第四十二 「実用新案法第二十六条にお 同令第三十三条第二項中 特許 項」 とあるの とあるの 項 は 一項若しくは第四項若 لح 番号 「実用新案法第一 出願の表示)」とあ 一条第七項 当該仮専用実施権 十条第 は 九 は (登録 条中 項第三号中 同条第二 · 条 第 の表 実用新案法第 実用新案法第 該 仮専用実 \mathcal{O} 項」と、 一項」とあ 、て準用、 目的が 項」 若しくは 特許法第 示)」と 一項にお お 項 項 ~仮専 <u>+</u> 甪 施 仮

実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「準用する特許法第九十条第一項」と、同令第六十七条及び第六

一(略)	(特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令第四十一条第二号中「特許出願に係る特許出願に係る特許出願に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許出願に係る特許と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を解する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を解する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を解する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を解する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録会第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第五条第二長中「第四十一条第一項」とあるのは「表示の更正を除く」と、同令第五条第二長中「表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表	改 正 案
一 (略)	(特許登録令の準用) (特許登録令第七条において、同令第三条第三号中「特許法第百八十三条第一項」とあるのは「意匠登録無効審判又は訂正審判」と、同令第五条第一項」とあるのは「意匠登録無効審判又は訂正を開了と、同令第五条第一項」とあるのは「意匠登録無効審判又は訂正を開了と、同令第五条第一項」とあるのは「意匠登録無効審判と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録無効審判と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「を除る特許登録令第五条第二号中「、仮専用実施権で係る特許とにおいて準用する特許登録令第七条において準用する特許登録令第七条において準用する特許登録令第一項」とあるのは「を除る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び第四者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び第三号中「、仮専用実施権では、意匠といる権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び第三者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び第三者の表示の更正を除く」とあるのは「及び第三者の表示の更正といる。」とあるのは「及び第三者の表示の更正といる。」とあるのは「及び第三者の表示の更正といる。」とあるのは「及び第三者の表示の表示を関する。」とあるのは「及び第三者の表示の表示を解析を表示といる。」とあるのは「及び第三者の表示を解析を表示といる。」とあるのは「及び第三者の表示を解析を表示といる。」とあるのは「及び第三者の表示を解析を表示といる。」とあるのは「表示といるの表示を解析を表示といるのは、表示といえいるのは、表示といるのは、表	現行

混同 よる専用 施 権又は 質権

(削る)

几 略

許登録 準

令の

用

六条から第五十五条の三まで、 二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項 十三条第二 実施権に関するときは、 三十六条において準用する特許法第七十三条第二項 「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五 規定は、 一十三条から第二十五条まで、 許法第百七条第一項」とあるのは 仮 第三十七条第一項及び第二項、 並びに第五十五条の五から第六十九条まで (において準用する場合を含む。) 」とあるのは 同令第二十八条第一号中「特許番号 |出願の表示)」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三)及び第二項、 崩実 -用する場合を含む。 同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、 完実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申2令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的2百七条第一項」とあるのは「意匠法第四十二条第一項 項中「特許法第七十三条第二項 意匠に関する登録の手続に準用する。この場合に 第三十九条から第四十三条まで、第四 当該仮専用実施権の登録の申請に係る) と、 第二十七条から第三十六条まで 第五十五条の四 第三十八条第一項 同令第三十七条第二項 (登録の目的が仮専用 (同法第七十七条第 (登録の手続) 「意匠法第 (第六号を (意匠法第 べにお 中 第 お

> 意匠法第三十三条第三 混同による専 権 の設定又は 甪 実施 裁定の |項若しくは第四 通常実 取消 しによる通常実 施 項 0 裁定による通常 0 施 消

几 五施 略

特許登録令の準

甪

第七 号」と、 おいて、 除く。 あるのは 専用実施権 五十五条から第五十五条の三まで、 六条から第五十三条まで、 除く。)及び第二項、 権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許 についての異議申立てがあつ き は「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条 の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。 一十三条から第二十五条まで、 若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があ 第三十七条第一項及び第二項、 項 又は第三条第四 裁定若しくはその取消しにつ)並びに第五十五条の五から第七十条まで(登録の手続 特許 同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、 (同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。 同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とある 同令第二十八条第一 意匠 又は仮通常実施権に関するときは、 登録令第十五条、 登録番号」と、 号 第三十九条から第四十五条まで、 とあるの 第五十四条 号 中 たとき 第十八条から第二十一条まで、 第二十七条から第三十六条まで 同令第三十三条第二 第三十八条第一項 は 11 特許 第五十五条の四 ての異議 裁定若 又は第一 (第二項を除く。 潘号 出願の表示)」と 申立てが 一条第 (登録 、はそ 該 この場合に 一項中 の目 仮専用実 (第六号を 第九十名 (第二項を あ 第四十 品的が 取消 つたと ったと 第四 仮

匠登録原簿」と読み替えるものとする。
九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意は「意匠法第三十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるの請に係る特許出願の表示)」とあるのは「意匠登録番号」と、

中 三条第二号に掲げる請求」と、 九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三 匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権 第四項の裁定による通常実施権があるときは、 録番号」と、 権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは 通常実施権に関するときは、 第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八条 する特許法第七十三条第二項 場合を含む。)」とあるのは 法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項に くは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは 五十四条第三項中「特許法第八十三条第二 があるときは、 実施権」 て準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含 (同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。 原簿」と読み替えるものとする。 「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは)」と、同令第三十七条第二項中「特許法第百七条第一項 とあるのは 同令第四十三条中 同時にその本意匠若しくは関連意匠の 「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意 当該仮専用実施権又は仮通常実施 (意匠法第二十七条第四項にお 「意匠法第三十六条において準用 同令第六十七条及び第六十九条 「特許法第九十二条第三項又は 項第三号中「特許法第 項、 項」と、 おい 第九十条第一項 同時にその通常 て準用する 「意匠 意匠権又 「意匠登 同 合第

に保存又は移転すべき通常使用権の範囲を記載しなければなら2 通常使用権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書第九条の二 通常使用権の設定の登録を申請するときは、申請書(通常使用権の設定等の登録の申請)	(特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) とあるのは「及び商標登録令第十条において、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「商標登録令第四十一条第一号中「特許権」とあるのは「商標を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「商標を育する者の表示の更正を除く」とあるのは「商標を育する者の表示の更正を除く」とあるのは「商標を登録に基づく権利」と、同条第二号中「、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。	改正案
(新設)	(特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の準用) (特許登録令の進用) (特許登録令の進用) (特許登録令の進用) (特許登録令の進用) (特許登録令の進用) (特許登録令の進用) (特許登録令第四十一条第一項」とあるのは「商標を除く。)及び第五条から第一項」とあるのは「商標登録令第十条において進用する特許登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と、同条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と、同条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を除く」と、同令第五条の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「を除く」と、同令第五条のは「を除く」と、同令第五条のは「を除く」と、同令第五条のは「を除く」と、同令第五条のは「を除く」と、同令第五条のは「を除く」と、同令第五条のは「を除るのは「をなび、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、	現行

第九条の六 第十条 2 第九条の四 第九条の三 第九条の五 ない。 標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、 並びに第五十五条の五から第六十九条まで から第五十五条の三まで、 及び第二項、 (更正) (予告登録の 項及び第二項、 七条第一項及び第二項、 (予告登録の 特許登録令の準 職権による予告登録 同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは (略) 特許登録令第十五条、 商標に関する登録の手続に準用する。この場合において 第二十四条、 (略) (嘱託) 略 抹消 略 略 第三十九条から第四十二条まで、 第四十六条から第五十三条まで、第五十五条 用 第二十八条から第三十六条まで、第三 第五十五条の四 第三十八条第一項(第六号を除く。 第十八条から第二十一条まで、 (登録の手続) (第二項を除く。) 第四十三条第 の規 一商 第 第十条 第九条の五 2 第九条の四 第九条の三 第九条の二 許法第十五条」とあるのは に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中 十九条まで ら第五十三条まで、 十五条の四 十七条第一項及び第二項、 一十三条、 項及び第二項、 及び第二項、 (更正) (予告登 (予告登録 、職権による予告登録 特許登録令の準 特許登録令第十五条、 録 第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三 (の嘱託) の抹消 (登録の手続) (第二項を除く。) 並びに第五十五条の五から第六 略 略 略 第三十九条から第四十二条まで、 第四十五条第一項及び第二項、 甪 第五十五条から第五十五条の三まで、 の規定は、 第三十八条第一項(第六号を除く。 「商標法第七十七条第二項におい 第十八条から第二十一条まで、 商標に関する登録の手続 第四十四条第 第四十六条か

第五

願の表示)」とあるのは 関するときは、 二第 条中 当該 項に規定する国際登録の番号」と、 仮専 特 用 許 :番号 実施権の登録の申請に係る特許 商 |標登録の登録番号又は商標法 **登** 録 \mathcal{O} 目的 『が仮専』 用 実 六 施 出権

「六 登録の目的

八 商標法第二十四条の二第一項のの目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の規定

録

規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る指定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る

項

Ô

規定による移転

0

登録を申請するときは、

その移

転

分割

る

その

品 定 又 商 品又 は指定役務並 は 指定役務 びに商品及び役務の区 並び に商品及び役務 分 \mathcal{O} 区 分 と 同 令第

0) 許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。 条第二項 国又は締 三十条の 第七十三条第)」とあるのは 際登録に基づく商標権 とあ 同号イ 約国」 るの 項の 一十七条第 世界 (同法第七十七条第五項において準用する場合を含む 中 二項 貿易機関 は 規定による第一 一号中 と 同盟国又は加盟国」とあるの 商標権 二項中 「商標法第三十五条において準用する特許法 (商標法第三十条第四項において準用する特 同令第三十三条第 「若しくは世界貿易機関 の加盟国若しくは商標法 「特許 (以下 (商標法第六十八条の二十に規定する 年から第三年までの各年分の特 権 「国際登録に基づく商標権」と の設定の登録は、 二項中 は の加盟国 「特許法第七十三 条約の締 「同盟国 特許法第百) と、 とあ 約 加 玉 許 盟 る

. う。

及び

同

法第六十八条の

三十

五.

の規定により設定の

登

録

は、号 標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録 許出願の表 潍 甪 (登録の目的が仮専用実施! 当該仮専用 する 特 示)」とあるのは 法 実施権又は 五. 条 仮 通常実 権 文は 同 令 ん施権 登 録 商標登録の登 仮 通 の 目 の登録の申請に係る特 常実施権に関 八 条中 0 番号」と、 録番号又は するとき 特許 商

登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条の二第一登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の

六

する国 係る指 第百七条第一項の規定による第一年から第三 国と、 あるのは 令第三十 指定商品 る特許法第七十七条第五 許法第七十三条第二項 含む。)」とあるのは 加盟国又は締約国」と、 十三条第二項 料」とあるのは 同令第三十 際 定商品 登録 同号イ中 条の二第二号中 又は 世界貿易機関の に基づく商 (同法第七十七条第五項において準用する場合 指定役定並 又は指定役務並びに商品及び役務 七条第二 「同盟国又は加盟 「商標権 (商標法第三十条第四項に 標権 項中 一商標法第三十五条において準用する特 項において準用する場合を含む。 同令第三十三条第二 一びに商品及び役務 「若しくは世界貿易機関 加盟国若しくは (商標法第六十八条の二十に規定 特許権 以 下 国 国際 の設定の とあ の区 登 項中 るの 録 年までの 商標法条約の 登 分 0 おい · 特 は 0 区 は、 加 分 許法第一 各年分の て準用 同 盟 特許法 盟国 玉 締 す لح 七 同 約

規定による商標権の分割の登録を申請するときは、

九条中 標登録原簿」 十二条第 通常使用権又はこれら あるのは に係る特許出願の表示)」とあるのは は第六十五条の七第一 しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録 仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請 とあるの に係る商標信託原簿 項若しくは第二項、 項中 同令第三十八条第一 登録又は存続期間を更新した旨の登録は、 同令第四十六条第一項第三号中 標権を除く。 き商標権を除く。 「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは 「商標法第三十四条第一項」と、 は 項中 又はこれを目的 と読み替えるものとする 商標権その他 特許 の移転 での登録」 項若しくは第二項の規定による登録料」 第四十一条の二第一項若しくは第二項 0 権その他特許に関する権利の移転の登録)又は 項第三号中 権利を目的とする質権」と、 とする質権」 0 商標に関する権利 と 登録又は国際登録に基づく商標 防 |護標章登録に基づく権 同令第六十七条及び第六十 「特許番号(登録の目的が 「商標登録の登録番号若 「特許法第九十五条」と とあるのは 同令第五十五条の 同法第四十条第 (国際登録に基 「若しくは 同令第六 の番号 利 0 商 兀 又 設

とい 録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託 に関する権利 許に関する権利の移転の登録」とあるのは 条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、 用実施権又は仮 的が仮専用 料」と、 項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登 条第一項 \mathcal{O} 十四条第一項」と、 」とあるのは 大施権原 同 設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録 「録をすべき商標権を除く。)又は防護標章 ご令第六十七条及び第六十九条中 項第三号中 · う。 同令第三十八条第一 、若しくは第二項、 簿」とあるのは) 及び同 実施 (国際登録に基づく商標権を除 権又は 通常実施権の 「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八 「特許法第九十五条」とあるのは 同令第六十二条第一 法第六十八条の三十 仮通常実施権に関するときは、 「商標登録原簿」と読み替えるもの 第四十一条の二第一 登録の申請に係る特許出願の 項第三号中 「特許登録原簿又は特許 項中「特許権その 五. 特許 \mathcal{O} 「商標権その他商標 登録に基づく権利 規 記原簿の 項若しくは第 同令第四十六条 潘号 は、 定により設定)の移転 商標法第 同法第四 (登録の 登録 当該仮専 表示 \mathcal{O} 他 登 目 仮

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)(第九条関係)

大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院	2 法第十八条第二項の政令で定める金額は(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る)	改
金額とする。 金額とする。	で定める金額は、次の各号に掲げる	の政令で定める金額は、一件につき千	正案
得た金額とする。 2 法第八条第四項の政令で定める金額は、七万八千円に請求の 2	審査の請望	る国際出願をする者 一件につき一万三千円 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成 一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき十一 一万円 お許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき十一万円 る国際出願をする 一件につき十一万円 おおける者ごとに当該各号に定める金額とする。 (手数料)	現

5 (略) 数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。 教から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。 予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の4 法第十二条第三項の政令で定める金額は、一万五千円に国際	(略) 数から一を減じて得た数を乗じて得た金額と大予備審査を受けようとする請求の範囲に記載を発売ので定める金額は、
を減じて得た数を乗じて得た金額と生生を受けようとする請求の範囲に記載され二条第三項の政令で定める金額は、	を減じて得た数を乗じて得た金額と生産を受けようとする請求の範囲に記載を 二条第三項の政令で定める金額は、
が予りる円	する。 されている発明の一万五千円に国際

| 3 法第十二条第三項の政令で定める金額は、二万千円に国際予 から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数

4

- 52 -

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成五年政令第三百三十二号)(第十条関係)

	しくに負担 1 / 多の十二第一項の著半方にその研究者がに対する 可及び図面の内容)」と読み替えるものとする。」と読み替え るものとする。 る再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては	の計二萬一頁の番判又はたの確定番袂この 大二萬一頁の番判又はたの確定番袂この 大二萬一頁の番判又は図面の訂正につい。) 第本法(昭和三十四年法律第百二十三号 で改正する法律(平成五年法第三条の規定の 」という。) 附則第四条第一項の規定の が大二萬一頁のとされる平成五年法律 一部を改正する法律(平成五年法律 一部を改正する法律(平成五年法律 一部を改正する法律(平成五年法律 一部を改正する法律(平成二十三年法律 一部を改正する法律(平成二十三年法律 一部を改正する法律(平成二十三年法律	改正案
条第二項 準用する。	第四十五準用する。	(実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置) (実用新案法に係る経過措置)	現
おいて、同項第六号中 準用する。この場合に	準用する。この場合に 四条第四項中「第百六 十四条、第百六十五条 」とあるのは、「第百六十四条第四項中「第百六十五条	係る経過措置) 「平成五年法」という。)所則第四条第一項の 「平成五年法」という。)所則第四条第一項の 「平成五年法」という。)所則第四条第一項の 「平成五年法」という。)所則第四条第一項の 一事を改正する法律(平成五年法第三 一項の 一部を改正する法律(平成五年法第三 年法の施行後に請求される明細書又は図面の訂 係る経過措置)	行

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成五年政令第三百三十三号)(第十一条関係)

3・4 (略)	は明細書若しくは図面の訂正を請求する者」と読み替えるものとは明細書若しくは図面の訂正を請求する者」とあるのは「審判、再審又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)をする者」とあるのは「登録異議の申立てを含む。)をする者」とあるのは「登録異議の申立てを含む。)をする者」とあるのは「審判又は再審を請求する者」とあるのは「審判、再審又に関係、の職員の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	改正案
3・4 (略) と読み替えるものとする。 みなされる場合を除く。)」と読み替えるものとする。 お同法第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとすることにより、実用新案法第四十条の三第四項の規定に基づ	は明細書若しくは図面の訂正を請求する者 (その訂正の請求をは明細書若しくは図面の訂正を請求する者」とあるのは「審判、再審又な図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)をする者」とあるのは「登録異議の申立てを含む。)をする者」とあるのは「審判、再審又(係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置)附則	現行

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)(第十二条関 係)

第の頂き上	。に多 ニニー裁る士	
の二分の一に相当する額を軽減するものとする。項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額きは、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一第十二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったと(特許料の軽減)	(特許料の軽減の手続) (特許料の軽減の手続) (特許料の軽減の手続) (特許料の軽減の手続)	改正案
の二分の一に相当する額を軽減するものとする。項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額きは、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一第十二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったと(特許料の軽減)	第十一条 法第十三条第三項の規定により特許料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。 一 (略) 三 (本) 三 (本)	現行

〇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)(第十三条関係)

改正案	現行
第二十六条(長角五十六条)見至こよ)寺午斗)圣域と受けよう(特許料の軽減の手続)	第二十六条(芸第五十六条)見官こよ)寺午斗)圣域を受けよう(特許料の軽減の手続)
とする同条に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載し	とする同条に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載し
た申請書を特許庁長官に提出しなければならない。	た申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
一 (略)	一 (略)
二 当該特許出願の番号又は当該特許番号	二 当該特許出願の番号
三(略)	二 (略)
2 前項の申請書には、当該特許出願又は当該特許権が大学等に	2 前項の申請書には、当該特許出願が大学等における技術に関
おける技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関	する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成
する法律(平成十年法律第五十二号)第二条第一項の特定大学	十年法律第五十二号)第二条第一項の特定大学技術移転事業(
技術移転事業(第二十八条第二項において「特定大学技術移転	第二十八条第二項において「特定大学技術移転事業」という。
事業」という。)の実施に係るものであることを証する書面を)の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければ
添付しなければならない。	ならない。
(特許料の軽減)	(特許料の軽減)
等年は、80日に一回三片書前に一一号)等国に受害 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があった	、 持午去条 特許庁
額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金ときは、特許法(昭和三十匹年法律第百二十一号)第百七条第	額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金ときは、特許法(昭和三十匹年法律第百二十一号)第百七条第

○産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)(第十四条関係)

3 2 第 な計画を有するものとする。 新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的 各号のいずれかに該当する法人であって、 発又は提供、 登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、 <u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
= 条 合計額 は、 時 新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。 令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び おける試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政 条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度(当 法第十六条の二に規定する政令で定める者は、 設立 割合をいう。 券 厄 .許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合に 価 |十年法律第三十四号) 第二条第二十一号に規定する有価 よりも低 前々事業年度)において試験研究費等比率(一事業年度に の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭 略 \mathcal{O} 譲渡による収入金額を控除した金額をいう。 (略 日以後 一を超えるもの 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の 第六条第二号及び第三号において同じ。 の期間が十年未満の法人であって、 対価による通常実施権の許諾 改 正 案 同条の特許発明又は 個人又は次 新役務の開)に対す <u>、</u>の 0 3 2 第 各号の 兀 な計画を有するものとする。 新たな提供の方式の導入その 発又は提供、 登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、 は、 条 和四 詩 証 合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭 新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。 令第九十七号)第十四条第 おける試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政 該許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合に 条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度(当 法第十六条の二に規定する政令で定める者は、 る割合をいう。 価 [券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。 設立の日以後の 前 えるも 十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有 いずれかに該当する法人であって、 よりも低 略 (々事業年度)において試験研究費等比率(一事業年度に 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、 対価による通常実施権 第六条第 期間が十年未満の法人であって、 現 一号ロに 一項第三号に規定する開発費及び 他の新たな事業活動を行う具 行 おい \mathcal{O} て同じ。 同条の特 許 諾 が 新役務の 許発明又は 人又は次 で百分の 法第十六)に対す 役務 <u>、</u>の 体 開 \mathcal{O}

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者) 条の二 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定め

る要件に該当する者は、 律第百二十 発明又は発明 法第十七条第 以下同じ。 一号) (いずれも職務発明 に限る。 第三十五条第一項に規定する職務発明をい 項 第 次のとおりとする。 号に掲げる者にあっては、 の発明者 (特許法 (昭和三 十四四 その特許 年法

法第十七条第一項第二号に掲げる者(以下「大学等」とい にあっては、次のいずれかに該当する者

規定する公設試験研究機関 究独立行政法人(以下「試験研究独立行政法人」という。 に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等 項第一号に規定する大学等研究者をいう。 た職務発明である場合において、 以下同じ。 の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう 法人研究者 その特許発明又は発明が大学等研究者(法第十七条第 その特許発明又は発明が大学等研究者、 (法第十七条第一項第三号に規定する試験研 公設試験研究機関研究者 当該特許発明又は発明 試験研究独立行 以下同じ。 (同項第四号に が

いう。

の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者を

(以 下

「公設試験研究機関」と

又は試験研究地方独立行政法人研究者

いう。

以下同じ。

職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。

た職務発明である場合において、

当該大学等研究者が当

「試験研究地方独立行政法人」という。

の役員又はその

(以 下

(同項第五号に規定する試験研究地方独立行政法人

これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当 研究者、 該大学等以外の大学等に、 承継したときは、 該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を 立行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、 公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独 当該現在所属する大学等 又は当該試験研究独立行政法人

明が当該大学等研究者について職務発明である場合に限る との共同で行われたものである場合 許を受ける権利を承継した当該大学等 その特許発明又は発明が大学等研究者と当該者以外の者 において、 当該特許発明又は発明に係る特許権又は特 (当該特許発明又は発

究者、 ものである場合 特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承 れらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該 者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明 独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われた 政法人研究者、 行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、 大学等以外の大学等に、 である場合に限る。)において、当該大学等研究者が当該 継したときは、 その特許発明又は発明が大学等研究者、 試験研究独立行政法人研究者、 公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立 当該現在所属する大学等 公設試験研究機関研究者又は試験研究地方 (当該特許発明又は発明が当該大学等研究 又は当該試験研究独立行政法人研 公設試験研究機関研究 試験研究独立行

その特許発明又は発明と大学等研究者がした職務発明と

に経済産業省令で定める密接な関係がある場合におい

- 60 -

権利を承継した当該大学等て、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける

等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける 地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであ 者が当該大学等以外の大学等に、 政法人研究者、 で定める密接な関係がある場合において、 独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令 権利を承継したときは、 って、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学 政法人研究者、 その特許発明又は発明と大学等研究者、 公設試験研究機関研究者若しくは試験研究 公設試験研究機関研究者又は試験研究地方 当該現在所属する大学等 又は当該試験研究独立行 当該大学等研究 試験研究独立行

れかに該当する者 法第十七条第一項第三号に掲げる者にあっては、次のいず

究独立行政法人
に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研した職務発明である場合において、当該特許発明又は発明で、その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者が

であって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者とし、独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人研究者が出該財研究独立行政法人研究者が出談研究機関研究独立行政法人研究者、公設試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究独立行政法人研究者、

、当該現在所属する試験研究独立行政法人発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときはて現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は

当該試験研究独立行政法人
当該試験研究独立行政法人
当該者以外の者との共同で行われたものである場合(当該
等許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者につ
において、当該特許発
明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者と
当該試験研究独立行政法人研究者と

独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特 試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究 独立行政法人に転職しているときであって、 究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究 である場合に限る。 者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明 ものである場合 許を受ける権利を承継したときは、 行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研 人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立 立行政法人研究者 独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われた 研究独立行政法人 大学等研究者、 その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、 公設試験研究機関研究者又は試験研究地方 (当該特許発明又は発明が当該試験研究独)において、 大学等研究者、 当該試験研究独立行政法 当該現在所属する試験 公設試験研究機関研究 これらの者が

た職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係が

その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者が

権又は特許を受ける権利を承継したときは、 らの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する 究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が 試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許 試験研究独立行政法人に転職しているときであって、これ 研究独立行政法人に、 立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験 で定める密接な関係がある場合において、 独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令 は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人 ある場合において、 する試験研究独立行政法人 大学等研究者、 その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者、 公設試験研究機関研究者又は試験研究地方 当該特許発明又は発明に係る特許 又は当該大学等研究者、 当該試験研究独 当該現在所属 公設試験研

職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係
イ その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者がした
れかに該当する者
四 法第十七条第一項第四号に掲げる者にあっては、次のいず

独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研独立行政法人研究者、試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、独立行政法人研究者又は試験研究地方等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方

究機関を設置する者

る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研

設試験研究機関を設置する者特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は犯めの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公究者が公設試験研究機関に転職しているときであって、この

機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特 究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、 究機関研究者、 ものである場合 独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われた 等研究者 試験研究機関を設置する者 明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設 発明である場合に限る。 発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務 者以外の者との共同で行われたものである場合 したときは、 許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継 に転職しているときであって くは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関 又は当該大学等研究者、 である場合に限る。)において、当該公設試験研究機関研 者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明 その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者 その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者と当該 試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方 当該現在所属する公設試験研究機関を設置す 大学等研究者 (当該特許発明又は発明が当該公設試験研)において、 試験研究独立行政法人研究者若し 試験研究独立行政法人研究 これらの者が公設試験研究 当該特許発明又は発 (当該特許

- 64 -

許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置す場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係があるホ その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者がしたホ

利を承継したときは、 試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関 究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験 機関に、 究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究 等研究者 を設置する者 が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権 研究機関に転職しているときであって、 で定める密接な関係がある場合において、当該公設試験研 独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令 その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者、 又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研 試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方 当該現在所属する公設試験研究機関 これらの者が公設

れかに該当する者 法第十七条第一項第五号に掲げる者にあっては、次のいず

験研究地方独立行政法人発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試者がした職務発明である場合において、当該特許発明又はその特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究

試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設への特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究

立行政法人
立行政法人
立行政法人
立行政法人
以外の試験研究地方独立行政法人
に、又は当
独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公
政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人に転職
しているときであって、これらの者が試験研究地方独立行政法人
が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける
人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける
人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける
は利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人
に、又は当
を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方
当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方

承継した当該試験研究地方独立行政法人 | その特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を | 当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究 | 当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究 | 本継した当該試験研究地方独立行政法人研究

ものである場合 試験研究地方独立行政法人に転職しているときであって、 究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が 研究地方独立行政法人に、 政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験 である場合に限る。 法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明 方独立行政法人研究者、 試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われた その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法 大学等研究者、 (当該特許発明又は発明が当該試験研究地 試験研究独立行政法人研究者又は公設 において 大学等研究者、 又は当該大学等研究者、 当該試験研究地方独立行 試験研究独立行政 試験研

当該現在所属する試験研究地方独立行政法人明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発
が属する試験研究地方独立行政法人研究者として現在

行政法人
権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許不の特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究

ときは、 外の 明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した して現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発 あって、 研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときで 方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以 で定める密接な関係がある場合において、 試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令 その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究 試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関 大学等研究者、 試験研究地方独立行政法人に、 これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者と 当該現在所属する試験研究地方独立行政法人 試験研究独立行政法人研究者又は公設 又は当該大学等研究者 当該試験研究地

、大学等研究者等に係る特許料の軽減の手続)

官に提出しなければならない。
ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長第一条の三 法第十七条第一項の規定により特許料の軽減を受け

(大学等研究者等に係る特許料の軽減の手続

第

官に提出しなければならない。ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長一条の二、法第十七条第一項の規定により特許料の軽減を受け

(略)

- 二 当該特許出願の番号又は当該特許番号
- いずれに該当するかの別第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者の三前条第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、

匹 (略)

(削る)

(略)

- 二 当該特許出願の番号

四 (略)

- なければならない。

 一次のでは、その申請に係る特許発明が職務発明(特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第三十五条第一項に規定する職和三十四年法律第百二十一号)第三十五条第一項に規定する職を場合には、その申請に係る特許発明が職務発明(特許法(昭法第十七条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出す
- 3 する場合には、 下同じ。 同じ。 法第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。 学共同利用機関法人をいう。 法第十七条第一項第二号に掲げる者が第一 十二年法律第二十六号) その申請に係る特許発明が当該大学 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第三項に規定する大 以下同じ。)又は大学共同利用機関法人(国立大学法人 がした職務発明であることを証する書面 高等専門学校(同条に規定する高等専門学校を 次に掲げる書面を添付しなければならない。 第一 条に規定する大学をいう。 以下同じ。 (学校教育法 の大学等研究者 項の申請書を提出 (昭和1 以下

(削る)

(削る)

(削る)

する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 | 法第十七条第一項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出

定する試験研究独立行政法人研究者をいう。以下同じ。)がう。以下同じ。)の試験研究独立行政法人研究者(同号に規第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人をい一。その申請に係る特許発明が当該試験研究独立行政法人(法

利を承継したことを証する書面人が前号の試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権一、その申請に係る特許発明について当該試験研究独立行政法した職務発明であることを証する書面

する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 法第十七条第一項第五号に掲げる者が第一項の申請書を提出

を証する書面
が試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることが試験研究独立行政法人研究者とのであること及び当該特許発明外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が当該試験研究独立行政法人研究者以

二 その申請に係る特許発明について当該試験研究独立行政法

$\widehat{}$		$\widehat{}$
削	吊川	削
	H1	133
ス	ス	ス
る	<i>'</i> a	\sim
\sim	\smile	\sim

独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継 たことを証する書面 が前号の試験研 究独立行政 公法人研究者及び同号の **S**験研究

7 する場合には、 法第十七条第一項第六号に掲げる者が第一項の申請書を提 次に掲げる書面を添付しなければならない。

号に規定する公設試験研究機関研究者をいう。 がした職務発明であることを証する書面 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関 の公設試験研究機関研究者(法第十七条第 項第六号に規定する公設試験研究機関をいう。 以下同じ。 (法第十 項第六

利を承継したことを証する書面 設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の

8 する場合には、 法第十七条第一項第七号に掲げる者が第一項の申請書を提出 次に掲げる書面を添付しなければならない。

究機関研究者について職務発明であることを証する書面 同で行われたものであること及び当該特許発明が公設試験研 験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関の公設試

研究機関研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したこ 設置者が前号の とを証する書 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関 公設試験研究機関研究者及び同号の公設試験

する場合には、 法第十七条第一項第八号に掲げる者が第 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人 次に掲げる書面を添付しなければならない。 項 0 申 ・請書を提出

9

(削る)

(削る)

証する書面 法人をいう。 受ける権利を承継したことを証する書面 政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者から特許を 者(法第十七条第一 人研究者をいう。 (法第十七条第一 その申請に係る特許発明について当該試験研究地方独立行 以下同じ。 以下同じ。 項第八号に規定する試験研 項第八号に規定する試験研究地方独政法 の試験研究地方独立行政法人研究 がした職務発明であることを 究 地方独立行政

10 法第十七条第一項第九号に掲げる者が第一項の申請書を提出受ける権利を承継したことを証する書面

務発明であることを証する書面一 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人は、次に掲げる書面を添付しなければならない。

権利を承継したことを証する書面
武験研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける
政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の

する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。| 11 | 法第十七条第一項第十号に掲げる者が第一項の申請書を提出

とを証する書面学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であるこったの申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大

における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進二。その申請に係る特許発明に係る特許を受ける権利が大学等

(削る)

(大学等研究者等に係る特許料の軽減

の各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するもは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年まで第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったとき 第

(試験研究独立行政法人)

のとする。

を証する書面を証する書面という。)に承継されていたこと含む。以下「承認事業者」という。)に承継されていたこと認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者をに関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承

号の大学等研究者以外の者の共有に係る特許を受ける権利が二。その申請に係る特許発明に係る前号の大学等研究者及び同等研究者について職務発明であることを証する書面。

との共同で行われたものであること及び当該特許発明が大学

門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業三一その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専承認事業者に承継されていたことを証する書面

(大学等研究者等に係る特許料の軽減)

の各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するもは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年まで第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったとき

(試験研究独立行政法人)

第四条 2 第三条 兀 書を特許庁長官に提出しなければならない。 の軽減を受けようとする者は、 添付しなければならない。 (削る) (削る) までに規定する者のいず (大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続 第 まで、 別表に掲げる独立行政法人とする。 前項の申請書には、 る者のいずれに該当するかの別 第 一号イから (略) 法第十七条第二項の規定により出願審査の請求の手数料 法第十七条第 条の二第 第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定す (略 まで 一号、 項第三号の政令で定める独立行政法人は 第 第四号 第二号イからへまで、 条の れかに該当することを証する書面を 次に掲げる事項を記載した申請 イからへまで又は第五号イから 第 号、 第 一号イから 第三号イからへ へまで 第三条 第四条 4 3 2 する場合には、 る書面を添付しなければならない。 る場合には、 兀 書を特許庁長官に提出しなければならない。 の軽減を受けようとする者は、 • (大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続 別 別表に掲げる独立行政法人とする。 法第十七条第二項第三号に掲げる者が第 校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者 証する書面 同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを 法第十七条第二項第二号に掲げる者が第一 法第十七条第二 から特許を受ける権利を承継したことを証する書面 法第十七条第二項各号に掲げる者のいずれに該当するかの その申請に係る発明につ その申請に係る発明が当該大学、 略 法第十七条第二項の規定により出願審査 法第十七条第一項第四号の政令で定める独立行政法人は 略 その申請に係る発明が職務発明であることを証 次に掲げる書面を添付しなければならない。 一項第 号に掲げる者が前項 いて当該大学若しくは高 次に掲げる事項を記載した申請 高等専門学校又は大学共 項の申請書を提出 項の申請書を提出 の申請書を提出す の請求の手数 等専門学

(削る)

(削る)

する場合には、 継したことを証する書面 及び同号の大学等研究者以外の者から特許を受ける権利を承 同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との について職務発明であることを証する書面 共同で行われたものであること及び当該発明が大学等研究者 の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学 その申請に係る発明が当該大学、 次に掲げる書面を添付しなければならない。 高等専門学校又は大学共

5 法第十七条第二項第四号に掲げる者が第一 項の申請書を提出

する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書 その申請に係る発明が当該試験研究独立行政法人の試験研

面 その申請に係る発明につい て当該試験研究独立 行政法人が

承継したことを証する書面前号の試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を

6 する場合には、 法第十七条第二項第五号に掲げる者が第一項の申請書を提出 次に掲げる書面を添付しなければならない。

究独立行政法人研究者について職務発明であることを証する 者との共同で行われたものであること及び当該発明が試験研 究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の その申請に係る発明が当該試験研究独立行政法人の試験研

が前号の試験研究独立行政法人研究者及び同号の その申請に係る発明について当該試験研究独立行政法人 試験研究独

書面

21	
Hil	
ス	
(9)	

(削る)

する場合には、

証する書面

(が前号の試験研究地方独立行政法人研究者から

特許を受け

その申請に係る発明について当該試験研究地方独立行政法

験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを

その申請に係る発明が当該試験研究地方独立

次に掲げる書面を添付し

なければならない。

行政法人の試

(削る)

7 9 8 する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 する場合には、 法第十七条第二項第八号に掲げる者が第一 証する書面 機関研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを 者が前号の公設試験研究機関研究者及び同号の公設試験研究 究者について職務発明であることを証する書面 究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で 者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を 究機関研究者がした職務発明であることを証する書面 立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継した 行われたものであること及び当該発明が公設試験研究機関研 法第十七条第二項第七号に掲げる者が第一 承継したことを証する書面 法第十七条第二項第六号に掲げる者が第一 ことを証する書面 その申請に係る発明について当該公設試験研究機 その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置 次に掲げる書面を添付しなければならない。 項の申請書を提出 項の申請書を提出 項の申請書を提出 公設試験研 関の設置

_	_
341	Wil.
削	削
Z	フ
\circ	る
\smile	

10 する場合には、 あることを証する書面 発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明で 験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人 法第十七条第二項第九号に掲げる者が第 る権利を承継したことを証する書 研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該 その申請に係る発明について当該試験研究地方独立行政法 その申請に係る発明が当該試験研究地方独立行政法人の試 次に掲げる書面を添付しなければならない。

項の申請書を提出

11 する場合には、 研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権 法第十七条第二項第十号に掲げる者が第 を承継したことを証する書面 、利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを その申請に係る発明が当該大学、 が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の試験 次に掲げる書面を添付しなければならない。 高等専門学校又は大学共 項の申請書を提出

に承継されていたことを証する書面 証する書面 その申請に係る発明に係る特許を受ける権利が承認事業者

12 ら同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面 校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学 項の申請書を提 承認事業者か

法第十七条第二項第十一号に掲げる者が第

(削る)

出する場合には、 利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との その申請に係る発明が当該大学、 次に掲げる書面を添付しなければならない。 高等専門学校又は大学共

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要

件に該当する者は、 う。 の個人 までである場合には、 出する日 する事業を主たる事業として営む者については九百人) びチューブ製造業並びに工業用べ ては二 主たる事業として営む者については五十人、 属する年の前年 常時使用する従業員の数が三百人 一百人、 旅館業に属する事業を主たる事業として営む者につ であって (ソフトウェア業 おける試験研究費及び開発費 、以下この号及び第三号において に属する事業を主たる事業として営む者については (以下この条において ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及 次条第 次の各号のいずれかに該当する者とする。 (申請書提出日の属する月が一月から三月 前々年)において試験研究費等比率 項又は第九条第 情報処理サービス業及び旅館業を 「申請書提出日」という。 ルト製造業を除く。 (小売業に属する事業を (所得税法施行令 「中小事業主」 卸売業又はサー 項の申請書を提 以下 に属 とい 1

について職務発明であることを証する書面共同で行われたものであること及び当該発明が大学等研究者

- 事業者に承継されていたことを証する書面大学等研究者以外の者の共有に係る特許を受ける権利が承認工。その申請に係る発明に係る前号の大学等研究者及び同号の
- ら同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者か一 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専用学

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者

件に該当する者は、次のとおりとする。第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要

- っては、次のいずれかに該当する者 法第十八条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあ
- 営む者については九百人) 動車又は航空機用タイヤ及びチュー 事業として営む者につい 項又は第九条第一項の申請書を提出する日 号において「中小事業主」という。 ビス業及び旅館業を除く。 に属する事業を主たる事業として営む者については五十人 お して営む者については百人 いて 卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、 特定事業主(常時 ŀ 製造業を除く。 「申請書提出日」という。 使用する従業員 に属する事業を主たる事業として ては二百人、 以下の個人)に属する事業を主たる事業と 旅館業に属する事業を主たる の数 の属する年の ブ製造業並びに工業用 であって、 ゴム製品製造業 (以下この号及び次 が三 (以下この条に 情報処理サー 前年 次条第 (小売業

いう。 合計に対する割合が十分の一以上であるもの ことがで 発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をい 兀 て 書提 以下この号において同じ。 の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合を 年政令第九十 きな な 出日において事業を開 中 小事業主のうち 当該研究者の数の事業主及び従業員の数の - 六号) 第七条第 は 試験研究費等比率を算定する 常勤の研究者の数が二人以 始した日以後二十七月を経 が百分の三を超えるもの 項第二 一号に規定する開

請 次号において同じ。 書提出日に な事業の開 九十六号) 験研究費及び開発費 とができないものにあっては、 ていない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定するこ 下この号に 上であり、 合計に対する割合が十分の一 前 書提 額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。 (1) (1) 出 日 において試験研究費等比率 かつ、 第七条第一 おいて事業を開始した日以後二十七月を経過し 1.始のために特別に支出する費用をいう。 おいて同じ。 0) 属する月 当該研究者の数の事業主及び従業員の数 (所得税法施行令 項第二号に規定する開発費及び新た が が百分の三を超えるもの 月から三 以上であるもの) 常勤の研究者の数が二人以 一月までである場合には (昭和四十年政令第 年間における試 をいう。 (申請

- る法律 業者に該当する個人 当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小 る特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の 年以内に出願されたものに限る。 業の成果に係るもの その特許発明が中小企業の新たな事業活動 (平成十一 年法律第十八 (当該事業の終了の日から起算して) 号 である場合において 一条第九 0 促進 項に規定す 近に関す
- 革新計 る法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に 行われる経営革新 発に係るものに限る。 をいう。 その特許発明が中小企業の 画 『の終了 以下同じ。 Ö) 日から起算して二年以内 (同法第二条第六項に規定する経営革新 のための事業 の成果に係るもの 新たな事業活動 (技術に関する研究開 に出願されたも (当該承認経営 \mathcal{O} 促進に関す に従って

製造業を除く。 又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト 業として営む者については二百人 小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五 ついては九百人) て営む者については百人 億円)以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人(属する事業を主たる事業として営む者については五千万円 資本金の額若しくは出資の総額が三億円 ビス業及び旅館業を除く。 卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については 卸売業又はサー (ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。 以下の会社 に属する事業を主たる事業として営む者に - ビス業 旅館業に属する事業を主たる事 (ソフトウェア業、 (以下この号及び次号において に属する事業を主たる事業と ゴム製品製造業 (小売業又はサー 情報処理サ (自動車

当する個人事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該のに限る。)である場合において、当該経営革新のための

い う。 係るものに限る。 野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓 各号に掲げる中小企業者に該当する個人 野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第一 携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に る法律第十二条第三項に規定する認定異分野 出願されたものに限る。)である場合において、 法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関 以下同じ。)の成果に係るもの に係る事業(技術に関する研究開発に (当該認定異分野連 連携新事業分 一条第 当該異分 対開拓を

っては、次のいずれかに該当する者 | 法第十八条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあ

イ特定事業主

する事業を主たる事業として営む者については二百人、 業を主たる事業として営む者については百人、 が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者 については五十人 ついては一億円) 千万円、 ビス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く 資本金の額若しくは出資の総額が三億円)に属する事業を主たる事業として営む者については五 情報処理サービス業及び旅館業を除く。 卸売業に属する事業を主たる事業として営む者に 以下の会社又は常時使用する従業員の数 卸売業又はサービス業 (ソフトウェア (小売業又はサ に属する事 旅館業に属

等比率を算定することができないものにあ 業年度の前事業年度 るもの 役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の 以後一 内である場合には 率が百分の三を超えるもの 特定会社」 数が二 十六月を経過し 人以上 いう。 (申請書提出日が前事業年度経過後二月 あ 前 であっ 7 々事業年度) 1 かつ な (申請書提出日において設立の 1 特定会社のうち試験研究費 当該研究者の数の常勤 申請書提出日の において試験研究費等 っては、 一以上であ 常勤 属する事 の研 $\widetilde{\mathcal{O}}$

が前 造業並びに工業用ベルト製造業を除く。 きないものにあっては、 申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過してい 請書提出日の属する事業年度の前事業年度 以下この号において「特定会社」という。 合計に対する割合が十分の一 主たる事業として営む者については九百人) 製品 い特定会社のうち試験研究費等比率を算定することがで か 事業年度経過後二 において ~つ、 製造 当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の 業 試験研究費等比率が百分の三を超えるもの 自 動 軍又は 一月以内である場合には、 常勤の研究者の数が二人以上であ 航空機用タイ 以上であるもの) P に属する事業を 及び (申請書提出 であって 以下の会社 チュ 前々 事業年 ーーブ製

月を経 連合会並びに技術研究組合 組合連合会 者の数が二人以上であり 率を算定することができないものに を超えるも の二以上が中小事業主、 あるもの 役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の であるものに限る。 (申請 であって、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度 事業協同 前 過し 々事 書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合に 業年度) 組合等 て \mathcal{O} 企業組 1 (申請書提出日において設立 ない (事業協同組合、 合 事業協同組合等のうち試 において試験研究費等比率が百分の三 をいう。 特定会社 協業組合 (直接又は間 以下この号において同じ。 当該研究者の数の 事業協同· あっ 企業組合又は協業組 商工組合及び商工 接の は \mathcal{O} 日以 験研究費等比 構成員の三分 小 常勤の 組 後 合、 常勤の 十六 研究 祖合 協同

三 上が中小事業主 会並びに技術研究組合 合連合会 事業協同 組合等 企業組合 特定会社 (事業協同 協業組合、 (直接又は間接の構成員の三分の二以 組 企業組合又は協業組合であるも 合 商工組合及び商工組合連合 事業協同 小組合 協同 組

> 朩 限る。 計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに た同 る。 る法律第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された を行う同法第二条第一 係るものに限る。 行われる経営革新のための事業(技術に関する研究開発に る法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って 業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限 新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの その その特許発明が中小企業の新たな事業活動 項に規定する特定中小企業者 特許 である場合において である場合において、 :発明 が中 の成果に係るもの 小企業の新たな事業活 項各号に掲げる中小企業者 当該特定補助金等を交付され 当該経営革新のための事業 (当該承認経営革新 動 \mathcal{O} 0 促進に関す 進に関す (当該事

本 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓に係る事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。) である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) である場合において、当該異分野連携新事業分下の終了のおる場合において、当該異分野連携新事業分下の終了のおりが、当該異分野連携新事業分の終了の目から起算して二年以内に出願されたものに限る。) である場合において、当該異分野連携新事業分の終了の特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を表す。

(新設

五. る中小企業者 経営革新計画に従って承継したものである場合において はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認 新をいう。 年以内に出願されたものに限る。 事業の成果に係るもの 事業協同 のに限る。 定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の って行われる経営革新 に対する割合が十分の一以上であるもの) .関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従 .関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項に規 書提出日にお その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進 経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げ が前事業年度経過後二月以内である場合には、 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進 日から起算して二年以内に出願されたものに限る。 において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの 限る。 定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者 ものにあっては、 当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計 |組合等のうち試験研究費等比率を算定することがで のための事業 の成果に係るもの をいう。 いて設立の日以後ご 以下この号に (同法第二条第六項に規定する経営革 (当該事業の終了の日から起算して二 常勤の研究者の数が二人以上であり (技術に関する研究開発に係るも (当該承認経営革新計画の終 一十六月を経過していない である場合において、 おいて同じ。 (申請書提出 前々事業年 であって 审 又

いう。 拓計画 限る。 る。 ものである場合において、 係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者 業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓 て当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継した (同法第 .関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野 0 に係る事業 終了の日から起算して二年以内に出願されたものに 成果に係るもの 又はその成果を実施するために必要となるものとし 一条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓を (技術に関する研究開発に係るものに限 (当該認定異分野連携新事業分野開 当該異分野連携新事業分野開拓に 連 携新 事

減の手続)(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽)

提出しなければならない。とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に第七条 法第十八条第一項の規定により特許料の軽減を受けよう

(略)

一 当該特許出願の番号又は当該特許番号

(削る)

三 (略)

する書面を添付しなければならない。 2 前項の申請書には、前条各号のいずれかに該当することを証

(削る)

減の手続)(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽

提出しなければならない。とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に第七条 法第十八条第一項の規定により特許料の軽減を受けよう

一 (略)

一 当該特許出願の番号

四 (略)

とを証する書面を添付しなければならない。
る場合には、前条第一号イからニまでのいずれかに該当するこ
2 法第十八条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出す

する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 | 3 | 法第十八条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出

三 略

〈産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽

は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年まで の各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するも 特許庁長官は、 前条第一項の申請書の提出があったとき

〈産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の 求の手数料の軽減の手続)

第九条 書を特許庁長官に提出しなければならない。 の軽減を受けようとする者は、 法第十八条第二項の規定により出願審査の請求の手数料 次に掲げる事項を記載した申請

(略

(削る)

る書面 許法第三十五条第一 その申請に係る特許発明が従業者等 |項において同じ。 項に規定する従業者等をいう。 その申請に係る特許発明についてあらかじめ使用者等 前条第 がした職務発明であることを証する書面 一号イからへまでのいずれかに該当することを証 項に規定する使用者等をいう。 に特許を受ける権利を承継させること 第九条第三項において同じ (特許法第三十五条第 第九条第

減 (産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽

が定められた契約

勤務規則その他の定めの写し

第八条 は、 \mathcal{O} \mathcal{O} とする。 各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するも 特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年まで 特許庁長官は、 前条第 一項の申請書の提出があったとき

請求の手数料の軽減の手続) (産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査

第九条 書を特許庁長官に提出しなければならない。 の軽減を受けようとする者は、 法第十八条第二項の規定により出願審査の請求の手数料 次に掲げる事項を記載した申請

法第十八条第1

一項第

号に掲げる者又は同項第

一号に掲げ

(略)

兀 (略)

る者の別

2 証する書面を添付しなければならない。 前項の申請書には、 第六条各号のいずれかに該当することを

(削る)

(国が譲り受けないことができる権利等)

場合とする。

2

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる

転の促進に関する法律 **の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移)た者を含む。)又は同法第十二条第一項若しくは第十三条項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受 一項の認定を受けた者に移転等をする場合

三

(略

(略)

2 る場合には、第六条第一号イからニまでのいずれかに該当する 法第十八条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出す

ことを証する書面を添付しなければならない。

3

する場合には、 法第十八条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出 次に掲げる書面を添付しなければならない。

第六条第二号イからへまでのいずれかに該当することを証

する書面

を証する書面 その申請に係る発明が従業者等がした職務発明であること

受ける権利を承継させることが定められた契約 その申請に係る発明についてあらかじめ使用者等に特許を 勤務規則そ

の他の定めの写し

(国が譲り受けないことができる権利等)

2 第十一条

3 場合とする。 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる

十二条第一項若しくは第十三条第一項の認定を受けた者に移 第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)又は同法第 転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法 転等をする場合 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移

関する工業 特許料、 (略) (略) (略)	に関する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二号、第五号及び第十二号に掲げる手続に係る手数料の納付十四 (略)十四 (略) はこれらの補正の補正 がりますで及て育三号に掛ける手続の補正の
十四 第二号から第八号まで及び第十号から前号までこ場げるすべき期間の延長の請求 正又はこれらの補正の補正を含む。)に係る弁明書の提出を	掲げる手売の捕係る弁明書の提
号まで、第八号及び前三号に掲げる手続(これらの手続の補しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六十三 第二号から第八号まで及び前三号に掲げる手続の補正若	号まで、第八号及び前二号に掲げる手続(これらの手続の補しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六十二 第二号から第八号まで及び前二号に掲げる手続の補正若
実す法略	(削る) (削る)
ついての代理とする。 第七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続に(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除)	ついての代理とする。第七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続に(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除)
現行	改正案

十六 (略) の規定による申出 の規定による申出 正条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)	十七 (略)
きない書類等) (弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることがで	きない書類等) (弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることがで
とする。 第八条 法第七十五条 の政令で定める書類は、次に掲げるもの	とする。 第八条 法第七十五条 の政令で定める書類は、次に掲げるもの
一~五 (略)	一~五 (略)
の申請書 六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換えの登録	申請書 六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換の登録の
七~九 (略)	七~九 (略)
十一弁明書(前条第一号から第六号まで及び第八号から <u>第十三</u>	
十一(略)	十一(略)
2 (略)	2 (略)

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第二百十二号)(第十六条関係)

(特許料の軽減) (特計量) (特計量)	改正案
(特許料の軽減) (特許料の軽減を受けようと (特許というの表別を受けようと (特許料の軽減を受けようと (特許料の軽減を受けようと (特許料の軽減を受けようと (特許というの表別を受けようと (特許対しな対域を受けようと (特許対域を受けようと (特許対域を受けようと (特許対域を受けようと (特許料の軽減を受けようと (特許対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けようと (特別は対域を受けよりと (特別は対域を受けよりと (特別は対域を対域を対域を受けよりと (特別は対域を対域を対域を受けよりと (特別は対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	現行

2 特許庁長官は、 和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定によ 一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に 前項の申請書の提出があったときは、 特許法 3

出 .願審査の請求の手数料の軽減 相当する額を軽減するものとする。

る書面、 計画の写しを添付して、 等の成果に係る発明又は当該発明を実施するために認定計画に 軽減を受けようとする者は、 従って承継した特許を受ける権利に係る発明であることを証す 申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開 法第九条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の 申請人が中小企業者であることを証する書面及び認定 特許庁長官に提出しなければならない 次に掲げる事項を記載した申請書 発

略

三

(削る)

(略)

(削る)

という。 あることを証 |する書|

規則その他の 特許を受ける権利を承継させることが定められた契約 申請に係る特許発明についてあらかじめ特許法第三 一項に規定する使用者等 定め の写し 以下 使用者等」 という。 一十五条 勤

を軽減するものとする。 ら第六年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する があったときは、 特許庁長官は、 特許法第百七条第一 前二項の規定に基づく第一 項の規定による第 項の申請書の 年か 提

(出願審査 の請求の手数料の軽減

第四条 特許庁長官に提出しなければならない。 業者であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、 等の成果に係るものであることを証する書面 軽減を受けようとする者は、 申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開発 法第九条第二項の規定により出願審査 次に掲げる事項を記載した申請 の請求の 申請人が中小 手数料

略

者の別 法第九条第 一項第 一号に掲げる者又は同項第一 一号に掲げる

兀 (略)

2 場合には、 れる書面 法第九条第二項第 のほ 同項の規定により添付しなければならないこととさ か 次に掲げる書面を添付 一号に掲げる者が前 しなければならない 項 0 申 請 書を提出する

額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。 表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条第二項の2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法

する書面 申請に係る発明が従業者等がした職務発明であることを証

の定めの写しる権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他二 申請に係る発明についてあらかじめ使用者等に特許を受け

- 90 -

2~7 (略)	(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究とする。 (以下この号及び第四号において「特 一 イ マスは口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特 一 イ マスは口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特 一 イ マンボ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	改正案
7 (略) 十七条の四 (略) 試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)	(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除) 五条の三 (略) イ イ又は口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究は協定において、当該特別試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該対別試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じが定められているものに限る。次号及び第三号において「特工を業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人(イに掲示)に基づいて行われるものを除く。) 「6番に該当するものを除く。)	現行

験研究は、次に掲げる試験研究とする。 - 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定める試

8

。)に基づいて行われるもの。次号及び第三号において同じが定められているものに限る。次号及び第三号において同じ並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細定において、当該試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究で、イ又は口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特イ又は口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特

1 (略

研究独立行政法人(イに掲げる者に該当するものを除く。産業技術力強化法第十七条第一項第三号に規定する試験

9~27 (略)

験研究は、次に掲げる試験研究とする。8 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定める試

。)に基づいて行われるものが号及び第三号において同じが定められているものに限る。次号及び第三号において同じ並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細定において、当該試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究で、イ又は口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特イ又は口に掲げる者(以下この号及び第四号において「特

7 (略)

研究独立行政法人(イに掲げる者に該当するものを除く。」産業技術力強化法第十七条第一項第四号に規定する試験

二~六、

9~27 (略)

- 92 -

○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第百四十六号)(第二十条関係)

(免許等の範囲)	第十条の二(略)(認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲)	改 正 案
(免許等の範囲) 「免許等の範囲) 「免許等の範囲) 「免許等の範囲) 「免許等の範囲)	第十条の二 法別表第一第十四号の二穴に規定する政令で定める第十条の二 法別表第一第十四号の二穴に規定する政令で定める生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第六十三条第一項(登録対象外登録)の規定による登録とする。 (認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲) 第十条の三 (略)	現行

職権でする仮専用実施権の設定の登録に限る。)とする。第十六条第六号(職権による登録)の規定により特許庁長官が登録にあつては、特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)可、認可、認定、指定又は技能証明(同表第十三号口に掲げる社号から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許

許庁長官が職権でする仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の第十六条第八号又は第九号(職権による登録)の規定により特登録にあつては、特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)可、認可、認定、指定又は技能証明(同表第十三号口に掲げる社会から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許

登録に限る。)とする。

び通常実施権の設定の の規定により特 で通常実施権の設定の